

滋賀県 令和3年度
文化芸術公演支援事業
申請要項

事業概要

コロナ禍において、感染拡大予防ガイドラインを遵守して文化芸術公演を実施する利用者に対し、支援することを目的とします。

申請期間

令和3年5月19日(水)～令和4年2月28日(月)【消印有効】

(メール申請の場合は2月28日必着)

※ 予算の上限に達した時点で、受付を終了します。

※ 対象は、令和3年4月1日(木)から令和4年3月28日(月)に実施する文化芸術公演等とします。

【注意】

- ・原則として、補助対象は、補助金の交付決定が行われた日以降の施設使用となりますので、申請時期には十分に注意してください。
- ・例外として、令和3年6月30日(水)までに申請いただいたものについては、令和3年4月1日から交付決定日までの施設使用分も遡って補助対象とします。
- ・本申請要項を確認いただき、申請内容等に十分注意の上交付申請を行ってください。

申請等の問合せ

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜 15-1

公益財団法人びわ湖芸術文化財団

「文化芸術公演支援事業」事務局(以下「事務局」といいます。)

TEL : 077-523-7133

E-mail : e-support@biwako-arts.or.jp

営業時間: 9:00～12:00 / 13:00～17:00

休業日: 毎週火曜日(祝日の場合は翌日)、8月13日～18日、12月29日～1月3日

※ 本事業は滋賀県からの委託に基づき実施している事業です。

※ 本申請要項および補助金交付要綱をご覧ください、その上でご不明な点があれば、お問い合わせください。

I 申請時の注意点

この補助金を申請される際の注意点をお知らせします。必ずご確認、ご理解いただき、申請してください。

- (1) この補助金は、感染対策をしっかりと行って開催される文化芸術公演を支援するものですので、何に使ってもいい給付金ではありません。
- (2) 公演の開催日によって申請の締切日が違いますのでご注意ください。
※開催日が6月30日まで、または開催に向けての練習・準備が7月15日までに含まれる場合は6月30日までに申請してください。
- (3) 申請内容を事務局で審査した結果、対象外の経費が含まれている場合は、その額を差引いて補助金の交付を決定(交付決定)します。
- (4) 交付決定の後、施設使用料の額や中止を含む日程の変更などが発生した場合は、必ず公演開催前に変更申請の手続きをしてください。開催後の増額はできません。
- (5) 補助金の交付に関する規則や要綱の規定に違反する行為があった場合は、交付決定の取消し、補助金の返還、加算金の納付や申請者名および不正内容の公表など、法令等で規定された罰則を受けることがあります。
- (6) 国、市町などから、施設使用料に対する補助や減免を受けられる場合も対象になります。
※ただし、補助対象となるのは、減額後の施設使用料となります。
※県の「未来へつなぐしが文化活動応援事業」は、施設使用料に関しては重複できません。
- (7) 事務局に提供された個人情報、公益財団法人びわ湖芸術文化財団および滋賀県にも提供し、以下の目的の範囲内で使用します。
 - 補助金の交付や事業終了後の確認などに必要な連絡・調査
 - 滋賀県のウェブサイトでの活動実績の紹介

(イメージ)

番号	公演名称	申請者(団体)名	会場名
1	ピアノリサイタル	滋賀 太郎	びわ湖ホール
2	…………	…………	…………

- (8) この申請要項やウェブサイトなどに記載していない詳細な事項については、事務局の指示によってください。

★次のページからが補助の具体的な説明になります。よくお読みいただき、期限までに申請をしてください。分からないことがありましたら、事務局までお問合せください。

II 事業概要

1 趣旨

感染拡大予防ガイドラインを遵守して文化芸術公演を実施する利用者に対し、支援することを目的とします。

2 補助の対象となる期間

対象となる文化芸術公演等は、令和3年4月1日(木)から令和4年3月28日(月)の間に実施するものとします。ただし、補助対象となるのは、交付決定日以降の施設使用分です。
※例外として、令和3年6月30日(水)までに申請があった公演については、令和3年4月1日から交付決定日までの施設使用分についても遡って補助対象とします。

3 補助の対象となる者

補助の対象となる者は、次に該当する者(団体を含む)とします。

- ・「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」(令和2年9月18日公益社団法人全国公立文化施設協会)に則った感染拡大防止対策を徹底し公演を実施する者

4 補助の対象となる施設

補助の対象となる施設は、次のア～エのすべてに該当する施設とします。

ア 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条に規定する「劇場、音楽堂等」に合致する施設

イ 固定された座席、舞台・ステージを設置している施設

ウ 一般的に利用される施設

エ 収容人数100人規模以上である施設

※対象施設は別紙「対象施設一覧」のとおり

5 補助の対象となる公演等

補助の対象となる公演等は、次のア～イの両方に該当する公演および当該公演に伴う、練習・準備行為等とします。

ア 令和3年4月1日(木)から令和4年3月28日(月)に舞台を使用して実施する文化芸術(文化芸術基本法第8条から第12条に規定されているものに限る)公演

イ 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」に則った感染拡大防止対策を徹底し、実施する公演

※施設、国、県および市町の主催事業および委託事業は除きます。

6 補助対象となる文化活動分野

対象となる文化芸術公演の分野は、文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された下記分野とします。

- ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(同法第8条関係)
 - イ 映画、漫画、アニメーションおよびコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(メディア芸術)(同法第9条関係)
 - ウ 雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来伝統的な芸能(同法第10条関係)
 - エ 講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(同法第11条関係)
 - オ 生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)および国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)(同法第12条関係)
- ※ 飲食の提供を主たる目的とする活動は対象外とします。
※ 舞台を使用して実施する公演に限ります。

7 補助金の額

補助金の額は、施設使用料に1/2の補助率を乗じて得た額(1,000円未満切捨て)を限度とします。

※補助金の額は、滋賀県の本補助事業予算の範囲内で決定されるとともに、審査の結果が補助金の額に反映されるため、要望額全てを満たすとは限りません。

8 補助対象経費・対象外経費

- ・補助対象となる経費は、施設使用料とします。
- ・付帯設備使用料等は除きますが、空調使用料は、対象とします。

9 その他の補助金との併用

- ・国・市町等の補助金や助成金、減免等の制度と併用して申請いただけます。
 - ・ただし、補助対象となるのは、減額後の施設使用料となります。
- ※「未来へつなぐしが文化活動応援事業」(県補助金)で補助金の交付を受ける経費は対象外となります。

Ⅲ 手続等について

1 申請期間

令和3年5月19日(水)～令和4年2月28日(月)【消印有効】(メール申請の場合は2月28日必着) ※ 予算の上限に達した時点で、募集を終了します。

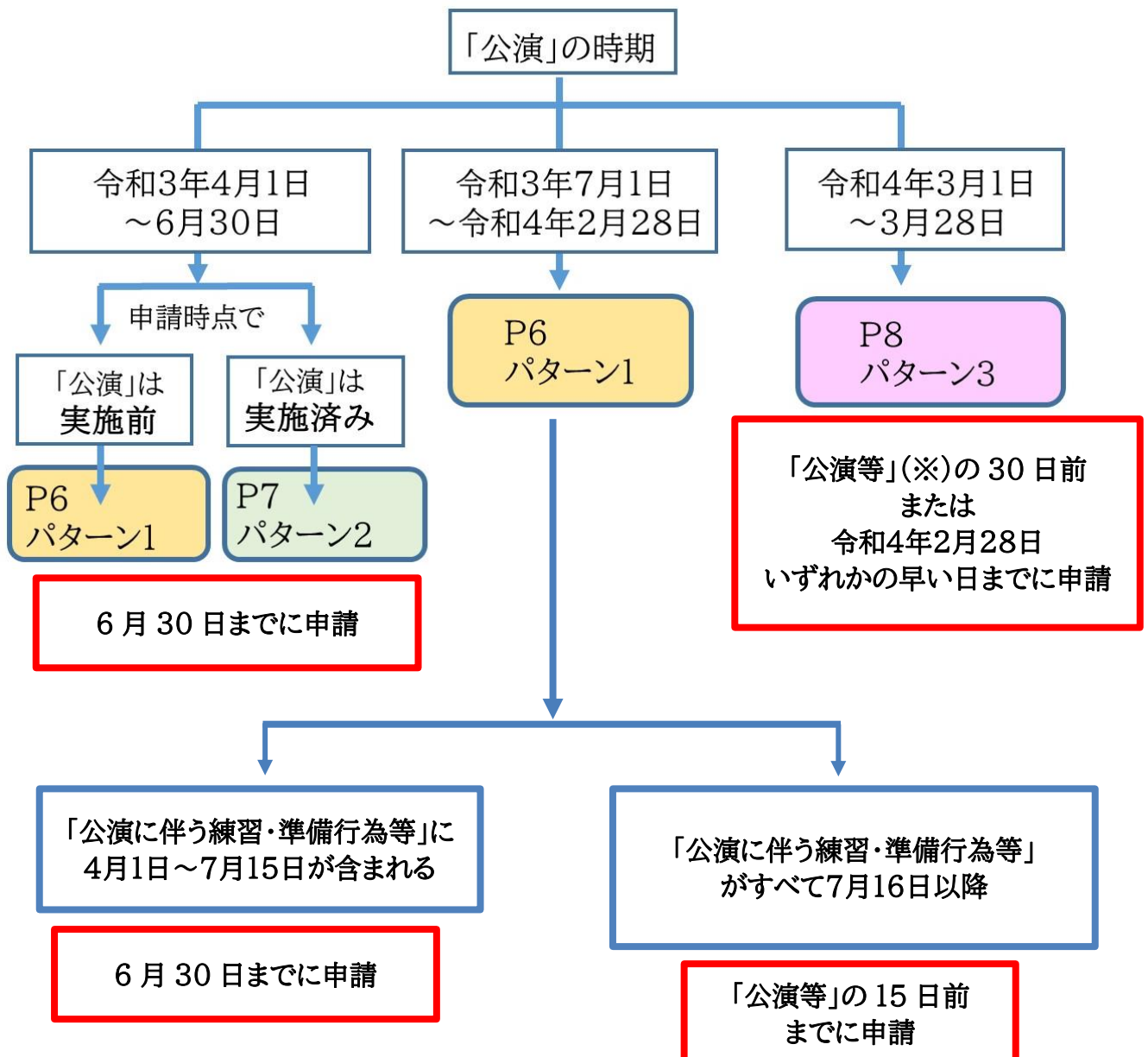
【注意】

- ・補助対象となる施設使用料は、原則として、交付決定日以降の使用分となりますので、申請の時期にご注意ください。
- ・例外として、令和3年6月30日(水)【消印有効】(メール申請の場合は必着)までに申請があった公演については、令和3年4月1日から交付決定日までの施設使用分についても遡って補助対象とします。

2 提出書類・補助金支払までの流れ

次のフローを参考に、該当するパターン(手続き、必要書類等)をご確認ください。

※「公演等」:「公演」および「公演に伴う練習・準備行為等」



【パターン1】

○令和4年2月28日までに実施する公演(【パターン2】に該当するものを除く)

(1) 事前申請

公演および公演に伴う練習・準備行為等で施設を使用する15日前まで次の書類を提出してください。

※ 公演の時期が令和3年4月1日～6月30日の場合は、6月30日までに申請してください。

※ 公演の時期が令和3年7月1日～令和4年2月28日でかつ、公演に伴う練習・準備行為等に4月1日～7月15日が含まれる場合は、6月30日までに申請してください。

① 補助金交付申請書(兼実績報告書):様式1

※ 国・市町等補助金や減免等、別途施設使用料に関する補助を受けている場合は記載し、その要項等内容がわかるものを添付してください。

② 誓約書(別紙1)

③ 通帳を開いた1-2ページ目の写しまたはキャッシュカードのコピー(銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人のすべてが確認できるもの)

④ 施設を使用することがわかる書類(施設使用承認書 等)

⑤ 施設使用料がわかる書類(明細書 等)

⑥ 感染拡大予防チェックリスト(別紙2)

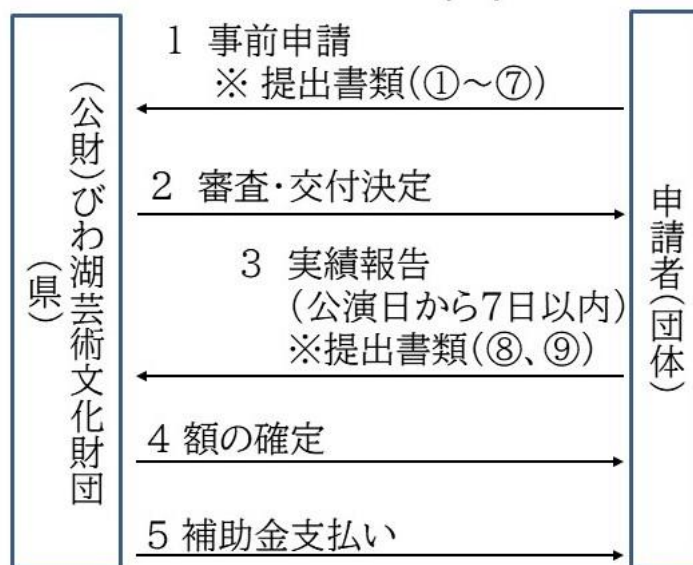
⑦ 公演の概要がわかる書類(公演のチラシ、プログラム 等)

(2) 実績報告(公演日から7日以内に次の⑧、⑨の書類を提出してください。)

⑧ 文化芸術公演支援事業補助金実績報告書:様式7

⑨ 施設使用料がわかる書類(領収書 等)

フロー図



「※ 提出書類」の番号については、上記の

① 補助金交付申請書(兼実績報告書)

～⑨ 施設使用料がわかる書類(領収書 等) に対応

【パターン 2】

○令和3年4月1日(木)～6月30日(水)に既に実施した公演

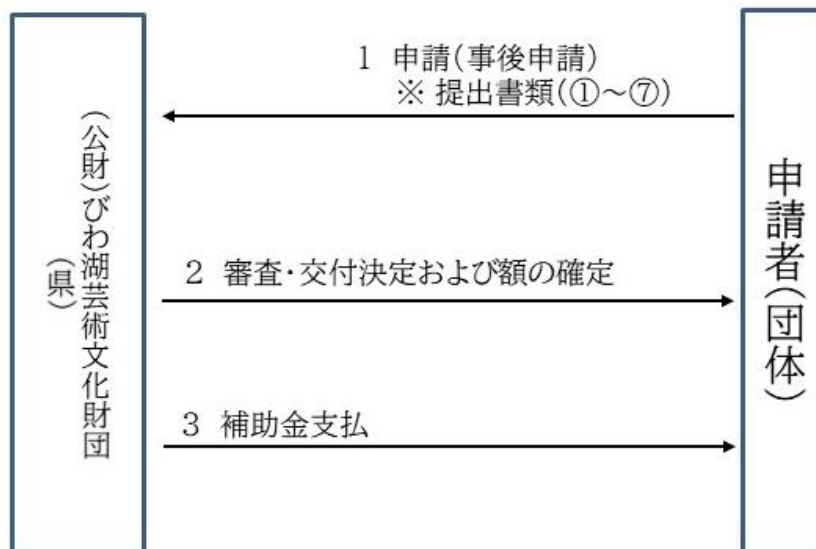
■事後申請

令和3年6月30日までに次の書類を提出してください。

※ 6月30日までの間であっても、公演等を実施する前に申請する場合は【パターン1】(P7)になります。

- ① 補助金交付申請書(兼実績報告書):様式1
- ② 誓約書(別紙1)
- ③ 通帳を開いた1-2ページ目の写しまたはキャッシュカードのコピー(銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人のすべてが確認できるもの)
- ④ 施設を使用したことがわかる書類(施設使用承認書 等)
- ⑤ 施設使用料がわかる書類(領収書 等)
- ⑥ 感染拡大予防チェックリスト(別紙2)
- ⑦ 公演の概要がわかる書類(公演のチラシ、プログラム 等)

フロー図



「※ 提出書類」の番号については、上記の

① 補助金交付申請書(兼実績報告書)

～ ⑦ 公演の概要がわかる書類(公演のチラシ、リーフレット 等) に対応

【パターン 3】

○令和4年3月1日(火)～3月28日(月)に実施する公演

(1) 事前申請

公演および公演に伴う練習・準備行為等で施設を使用する30日前または令和4年2月28日のうち早い日までに次の書類を提出してください。

① 補助金交付申請書(兼実績報告書):様式 1

※ 国・市町等補助金や減免等、別途施設使用料に関する補助を受けている場合は記載し、その要項等内容がわかるものを添付してください。

② 誓約書(別紙1)

③ 通帳を開いた1-2ページ目の写しまたはキャッシュカードのコピー(銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人のすべてが確認できるもの)

④ 施設を使用することがわかる書類(施設使用承認書 等)

⑤ 施設使用料がわかる書類(明細書 等)

⑥ 感染拡大予防チェックリスト(別紙2)

⑦ 公演の概要がわかる書類(公演のチラシ、プログラム 等)

(2) 概算払請求(令和4年2月1日から 3月15日までに提出してください。)

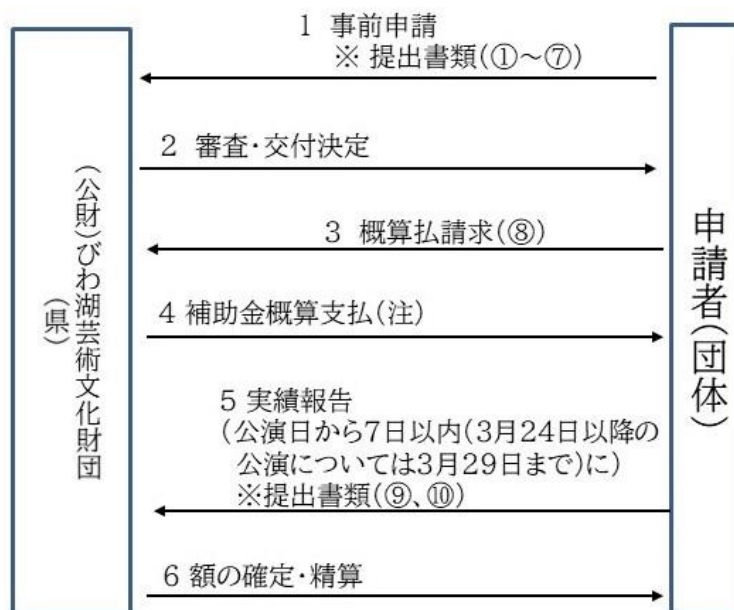
⑧ 文化芸術公演支援事業補助金交付概算払請求書:様式10

(3) 実績報告(公演日から7日以内(3月24日以降の公演については3月29日まで)に提出してください。)

⑨ 文化芸術公演支援事業補助金実績報告書:様式 7

⑩ 施設使用料がわかる書類(領収書 等)

フロー図



「※ 提出書類」の番号については、上記の

① 補助金交付申請書(兼実績報告書)

～ ⑩ 施設使用料がわかる書類(領収書 等) に対応

(注)公演の時期によっては「5 実績報告」と前後する場合がある。

3 提出方法・提出先

(1) 提出方法

申請は郵送またはメールで受け付けます。FAXによる受付は行っておりません。

※ 郵便物は、「文化芸術公演支援事業申請書在中」と朱書きの上、「簡易書留」で提出してください。

※ メールの場合は、表題(タイトル)に「文化芸術公演支援事業申請書の提出」と記入し、必要書類はPDF形式で添付してください。

(2) 書類の提出先、事業に関する問合せ先

〒520-0806

滋賀県大津市打出浜 15-1

公益財団法人びわ湖芸術文化財団 「文化芸術公演支援事業」事務局

TEL : 077-523-7133

E-mail : e-support@biwako-arts.or.jp

※ 電子メールでの問合せの場合、以下の項目をメール本文に記載してください。

(メール本文に記載する項目)

- ・申請者(団体)名
- ・担当者名
- ・回答を受信するメールアドレス
- ・電話番号
- ・質問内容 等

4 審査結果の通知・交付決定

補助金交付申請書(様式1)を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合について交付(支払)決定を行います。

ただし、6月30日までに実施する公演であって、公演実施後に申請(事後申請)した場合は、審査のうえ、補助金を交付すべきものと認めた場合については、交付(支払)決定および額の確定を行います。

なお、審査に向け申請内容について確認のご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

審査結果については、文書により通知します。ただし、審査結果についての問合せには応じられません。

5 補助事業の変更等

補助金の交付決定を受けている場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、必ず公演等の実施前にあらかじめ「変更交付申請書」(様式3)を提出してください。なお、変更交付申請の受付期間は令和4年2月28日(月)【消印有効】(メール申請の場合は必着)までとします。20%未満の減額であれば、変更交付申請の提出の必要はなく、「実績報告書」

(様式7)の提出により、減額して額の確定を行います。

また、公演を中止しようとするときは「中止承認申請書」(様式4)を提出してください。

これら書類を審査のうえ、必要に応じ、交付決定内容の変更の決定または取消しを行います。

※3月1日以降の増額変更は認められませんので、厳密に施設使用料を見積るようご注意ください。

6 補助事業の実績報告

事前申請により補助金の交付決定を受けた場合には、公演日から7日以内(3月24日以降の公演については3月29日(火)まで)【消印有効】(メールの場合は必着)に、「実績報告書(様式7)」を提出してください。審査を行い、交付(支払)額の確定を行います。

審査結果については、文書により通知します。

【必要書類】

- ・文化芸術公演支援事業補助金実績報告書:様式7
- ・施設使用料がわかる書類(領収書 等)

7 補助金の支払(精算)

原則として、補助金の支払は、支払額の確定後に行います。

ただし、3月1日(火)～3月28日(月)の公演については、概算払となるため、2月1日(火)～3月15日(火)に「補助金交付概算払請求書」(様式10)を提出してください。なお、公演終了後、7日以内(令和4年3月24日以降の公演については、令和4年3月29日までの間)に実績報告書(様式7)を提出し、額の確定および精算を受ける必要があります。

8 注意事項

(1) 関係書類の保管

補助を受けた事業については、当該事業に関する帳簿および関係書類、銀行振込明細等の証拠書類等を令和8年3月31日まで保管する必要があります。

(2) 事業確認

公益財団法人びわ湖芸術文化財団職員および滋賀県文化芸術振興課職員等による事後確認を行う場合がありますので、ご了承願います。

(3) 軽微な内容の変更について

交付決定後、住所・連絡先等の補助事業の内容に影響を及ぼさない範囲の変更を行う場合も、速やかに事務局へご連絡ください。

9 その他

- (1) 滋賀県補助金等交付規則、文化芸術公演支援事業補助金交付要綱およびこの申請要項に定めるもののほか、この補助金の交付にあたり必要な事項は別に定めます。
- (2) 問合せ先
本事業について不明な点があれば、以下までご連絡ください。

〒520-0806 滋賀県大津市打出浜 15-1公益財団法人びわ湖芸術文化財団
「文化芸術公演支援事業」事務局

TEL : 077-523-7133

E-mail : e-support@biwako-arts.or.jp

営業時間: 9:00~12:00 / 13:00~17:00

休業日 毎週火曜日(祝日の場合は翌日)、8月13日~18日、12月29日~1月3日

※ 電話が繋がりにくい場合は、メールにてご連絡ください。

対象施設一覧

◎県立施設

番号	所在市町	施設名
1	大津市	ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター
2		滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール
3	米原市	滋賀県立文化産業交流会館

◎市町立施設

番号	所在市町	施設名
4	大津市	大津市民会館
5		大津市伝統芸能会館
6		北部地域文化センター
7		和邇文化センター
8		生涯学習センター
9	彦根市	ひこね市文化プラザ
10		みずほ文化センター
11		高宮地域文化センター
12	長浜市	長浜文化芸術会館
13		浅井文化ホール
14		びわ文化学習センター
15		虎姫文化ホール
16		湖北文化ホール
17		木之本スティックホール
18		余呉文化ホール
19	近江八幡市	近江八幡市文化会館
20		安土文芸の郷公園 文芸セミナーヨ
21	草津市	草津クリアホール
22		草津アマカホール
23	守山市	市民文化会館
24	栗東市	栗東芸術文化会館さきら
25	甲賀市	あいこうか市民ホール
26		碧水ホール
27		あいの土山文化ホール
28		甲南情報交流センター
29	野洲市	シライシアター野洲(野洲文化ホール)
30		野洲文化小劇場
31		さざなみホール
32	湖南市	甲西文化ホール
33		石部文化ホール
34	高島市	高島市民会館
35		藤樹の里文化芸術会館
36		ガリバーホール
37	東近江市	東近江市立八日市文化芸術会館
38		東近江市あかね文化ホール
39	米原市	米原市民交流プラザ
40		伊吹薬草の里文化センター
41	日野町	日野町町民会館わたむきホール虹
42	愛荘町	愛荘町立ハーティーセンター秦荘
43	豊郷町	豊郷町文化ホール

◎民間立施設

番号	所在市町	施設名
44	大津市	フィガロホール
45	草津市	ロマンホール